

高砂市環境審議会の運営に関する規程

(平成11年4月1日)

(趣旨)

第1条 この規程は、高砂市環境審議会規則(平成11年高砂市規則第3号。以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、高砂市環境審議会以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の招集は、開会の日の7日前までに日時、場所及び審議すべき事項を各委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(議題)

第3条 審議会においては、あらかじめ通知した事項のほか、会長が高砂市環境保全条例(平成11年高砂市条例第1号)の施行について特に必要があると認めた事項を議題に付することができる。

(会議の発言)

第4条 会議において発言しようとする者は、会長の許可を得なければならない。

(動議の提出)

第5条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、会長は会議にはかつて、これを議題としなければならない。

(表決)

第6条 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議録)

第7条 会議の概要は、会議録によって記載するものとする。

2 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名しなければならない。

(専門部会)

第8条 専門部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

3 専門部会に、専門部会長を置く。

4 専門部会長は、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 専門部会長は、専門部会を代表し、会務を総括する。

6 専門部会長に事故があるときは、あらかじめ専門部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第9条 専門部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を徴するものとする。

(専門部会における準用)

第10条 第2条から第7条までの規定は、専門部会の運営について準用するものとし、当該規定において「審議会」とあるのは、「専門部会」と、「会長」とあるのは、「専門部会長」と読み替えるものとする。

(専門部会の開催の協議)

第11条 専門部会長は、専門部会を招集する場合は、あらかじめ会長に協議するものとする。

(正副会長の専門部会への出席)

第12条 審議会の正副会長は、専門部会に出席することができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は審議会で定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。